

令和2年度 三重ボランティア基金助成事業要項（抜粋）

1. 【目 的】

この要項は、公益財団法人三重ボランティア基金が、定款第4条に定める助成事業を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 【助成事業】

- (1) ボランティア団体基盤強化助成
- (4) ボランティア活動資金助成

3. 【実施細目】

(1) ボランティア団体基盤強化助成

ア. 助成金の目的

全ての県民が、家庭や地域社会において、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、生きがいのある生活をおくることができる福祉社会の実現のため、ボランティア活動がいきいきと展開されるよう支援するものである。

イ. 助成対象者

市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターにボランティア団体として登録（県域団体は除く）されており、ボランティア団体として、福祉の向上を目的とした活動が、計画的・継続的に行われていること。

ウ. 助成対象経費

福祉活動を目的としたボランティア団体の基盤強化を図るための器材・器具の助成（助成累計額 20 万円まで申請可能）

エ. 不承認事項

- ①会の活動内容が構成員の相互扶助的な活動である場合
- ②申請する器材が、団体の基盤強化とならない場合
- ③活動が学校のクラブ部活動の一環であるの場合
- ④宅老所の整備となるような器材
- ⑤作業所の整備となるような器材
- ⑥デイサービス事業の一環につながる器材
- ⑦他の団体の補助を受けている場合
- ⑧繰越金が補助基準額を超えている場合 等

オ. 助成額

1 団体 20 万円以内

カ. 応募締め切り

令和2年6月26日（金）必着。

キ. 応募方法等

貴団体がボランティア団体として登録している社会福祉協議会に『助成

金交付申込書』を提出し、社会福祉協議会の推薦を受けること。

ク．必要書類

①見積り書 ②当該年度の収支計算書 ③当該年度の収支予算書

ケ．選定方法及びその結果

選定は、運営委員会において書類審査（7月～8月開催。一次集約分は4月に開催）を行う。

選定結果については、登録先の社会福祉協議会を通じ文書をもって通知する。